

平成23年5月27日

**東日本大震災の影響のため公職選挙法の規定により選挙を行う  
べき期間においては選挙を適正に行うことが困難と認められる  
市町村（特例市町村）の指定**

「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」第1条第4項の規定により、公職選挙法の規定により選挙を行うべき期間においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村（特例市町村）の指定については別紙のとおりですので公表します。

**【説明】**

今回の指定については、平成23年6月11日以降に任期満了を迎える指定市町村以外の市町村で、東日本大震災の影響のため公職選挙法の規定により選挙を行うべき期間においては選挙の適正な執行が困難な状況にあると認められる市町村を指定することにより、当該市町村の議会の議員又は長の選挙期日を延期するものです。

**(連絡先)**

自治行政局選挙部選挙課  
担当：長谷川企画官、池上  
電話：(代表) 03-5253-5111  
(内線) 5566  
(直通) 03-5253-5566  
FAX：03-5253-5569

(別紙)

○東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第4項の規定により、公職選挙法の規定により選挙を行うべき期間においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村

岩手県	釜石市
宮城県	大郷町 加美町
福島県	大熊町

(参考) 平成23年5月27日の指定により、延期される選挙

岩手県 釜石市 (議員)

宮城県 大郷町 (議員)  
加美町 (長)

福島県 大熊町 (長)

※ 宮城県村田町は、既に指定市町村(統一地方選対象団体)として指定され、町長選挙が延期されているところですが、今回の法改正により、議会議員選挙(平成23年8月3日任期満了)についても同様に延期されることとなりました。

## 指定団体（統一地方選対象団体）一覧

番号	県	市町村名	統一選対象となった任期満了期日		特例選挙期日
			長	議員	
1	岩手県	盛岡市		5月1日	8月28日
2	岩手県	久慈市		4月29日	
3	岩手県	陸前高田市		4月29日	
4	岩手県	二戸市		4月30日	
5	岩手県	雫石町		5月8日	
6	岩手県	滝沢村		4月30日	
7	岩手県	大槌町	5月7日		
8	岩手県	山田町		4月29日	
9	岩手県	田野畑村		4月30日	
10	岩手県	普代村	4月30日	4月30日	
11	岩手県	野田村		4月29日	
12	岩手県	洋野町		4月30日	
13	宮城県	仙台市		5月1日	
14	宮城県	塩竈市	4月30日	4月30日	
15	宮城県	白石市		4月29日	
16	宮城県	多賀城市		4月30日	
17	宮城県	村田町	5月24日		
18	宮城県	川崎町	5月8日		
19	宮城県	亘理町		4月30日	
20	宮城県	山元町		4月30日	
21	宮城県	松島町	4月21日		
22	宮城県	七ヶ浜町	4月29日	4月29日	
23	宮城県	利府町		4月29日	
24	宮城県	富谷町		4月29日	
25	宮城県	大衡村		4月29日	
26	宮城県	色麻町	4月29日		
27	宮城県	女川町		4月29日	
28	福島県	福島市		4月30日	7月31日
29	福島県	会津若松市	4月26日	4月29日	8月7日
30	福島県	郡山市		4月30日	9月4日
31	福島県	白河市		4月30日	7月10日
32	福島県	須賀川市		4月29日	9月4日
33	福島県	相馬市		4月29日	
34	福島県	国見町		4月29日	6月19日
35	福島県	川俣町		4月29日	
36	福島県	鏡石町		4月29日	9月4日
37	福島県	檜枝岐村	4月30日	4月30日	5月29日
38	福島県	磐梯町	4月30日	4月30日	6月26日
39	福島県	猪苗代町	4月26日		6月26日
40	福島県	会津坂下町	4月29日		6月26日
41	福島県	柳津町	4月29日		6月26日
42	福島県	昭和村		4月29日	6月26日
43	福島県	西郷村		4月29日	8月28日
44	福島県	広野町		4月29日	
45	福島県	川内村		4月29日	
46	福島県	双葉町		4月29日	
47	福島県	葛尾村		4月29日	
48	福島県	新地町		4月29日	
49	茨城県	水戸市	4月26日	4月30日	5月29日